

平成19年度 飯山経済塾 開講します

地域のあらゆる業種の経営者・後継者や、市民の皆さんなどを対象に「飯山経済塾」を昨年度に引き続き今年度も開講します。

第1・2講は「経営戦略・財務研修」、7月の第3講は「リーダーの基本資質」、9月の第4講は「経営革新研修」、第5講は「視察研修」、第6項は「飯山経済塾まとめ」と、全6講を予定しています。どのコースからでも受講できますので、ご参加ください。

飯山経済塾 第1講・第2講のご案内

「マネージメントゲームによる経営戦略Ⅰ・Ⅱ」

第1講・第2講は「マネージメントゲームによる経営戦略」研修です。1人5期の経営シミュレーションをゲーム感覚で行い、マトリックス会計によるわかりやすい財務分析で、企業会計原則・原価計算基準の基本も学べます。また特別講師として、元信越ペブシコーラ副社長の小山勝彦氏をお招きし講演などもあります。

■期日 (いずれも1泊2日)

- ・第1講 4月21日(土)・22日(日)
- ・第2講 5月16日(水)・17日(木)

■講師 伊藤光之氏
(中小企業診断士、長野ビジネスコンサルタンツ代表)

■会場 斑尾高原ホテル

■参加者負担金 1人 15,000円
(宿泊・食事代含む)

■お申し込み先
飯山商工会議所 相談課 ☎②2162

有限責任中間法人飯山市観光協会が設立

飯山市観光協会は4月2日、長野地方事務局飯山支局に登記申請し、正式に「有限責任中間法人」として新たなスタートを切りました。

業務所登録の申請を行い、従来のイベント・キャンペーン型の宣伝だけでなく、具体的な旅行企画を実施する態勢を早急に整えていきます。なお、観光ブランド確立には欠かせないお客様へのワンストップ対応といった課題に対応するため、当面は市役所観光課に隣接して事務所を設置し、官民連

携によるサービス提供を行います。新体制の役員・事務局は次のとおりです。

役員 ▼会長：江澤一遠
▼副会長：寺瀬俊彦、宮澤邦彦、上松永林、足立正則
ほか理事16名、監事2名

事務局 ▼事務局長：堀内隆夫(市観光課長) ▼事務局長代理：荻原育夫 ▼事務局次長：湯本幸弘 ▼主任：小泉大輔 ▼営業担当：上原清子 ▼業務担当：岩崎恭子

第3回「和紙のしごと大賞」作品公募を行っています

商品化につながる作品大歓迎! あなたのアイデアをお待ちしています。

第3回 和紙のふるさと飯山「和紙のしごと大賞」コンペティションの作品公募を現在行っています。飯山市伝統工芸品の内山紙をつかった工芸品、美術・造形作品の応募をお待ちしています。

賞

- ◇大賞(1点) 50万円(買上賞)
- ◇優秀賞(1点) 20万円
- ◇佳作(3点) 各10万円

お問い合わせ・お申し込み先

市役所観光課内
「和紙のしごと大賞」コンペティション実行委員会
☎②3111 FAX②6221

募集内容

- ◇クラフトの部
生活用品、伝統工芸、創作工芸など工芸品
・大きさが高さ・幅・奥行き 各80cm以内
- ◇造形の部
美術・造形作品

申込方法

出品料の振込証明、応募作品の資料を同封し、実行委員会に郵送してください。

応募締切

2007年6月8日(当日消印有効)

春の行政相談週間が始まります

5月21日(月)から27日(日)までは春の行政相談週間です。

「行政相談週間」とは、行政や公団などに対する苦情や意見・要望などを行政相談委員を通じて聞きし、解決や実現を目指そうという制度です。このための身近な窓口が行政相談委員です。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、飯山市では太田地区大深の村上幸弘さん(☎



村上幸弘さん

飯山市子どもサポートホームからのお知らせ

飯山市子どもサポートホームは、学校へ行きにくくなっていたり、行けない状態が続いたりしている、飯山市に住む児童・生徒が通っている中間教室です。

ここでは、児童・生徒が自由な雰囲気の中で安心して過ごしなが、自立心や社会性、学習意欲を回復しようとしている所です。

細かな時間割はありません。指導員が一緒に活動し、児童・生徒が自分たちで計

画し実行していけるように支援をしています。まずは、お気軽にお問い合わせください。

- お問い合わせ先**
- ◇飯山市教育委員会
子ども課学校教育係
☎②3111
 - ◇飯山市子どもサポートホーム(飯山市勤労青少年ホーム内) ☎②2841

介護保険 ⑪ 三二知識

特定福祉用具 購入について

介護認定を受けた被保険者の方が、貸与になじまない排泄や入浴に使われる福祉用具を販売業者(県から指定を受けた業者のみ)から購入した場合、その購入費の一部を後からお支払いします。詳しくはケアマネジャーなどに相談するか、指定を受けている販売業者の福祉用具専門相談員にご相談ください。

対象者 購入時に要介護(支援)認定を受けている被保険者

対象品目

- ①腰掛便座(腰掛便座、補高便座、立ちあがり補助機能付便座、ポータブルトイレ)
- ②特殊尿器
- ③入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、すのこ)
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部

◇介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(市役所保健福祉課窓口にあります)

◇領収書(被保険者(利用者)本人あての原本が必要)

◇給付金を振込む金融機関などの通帳(できるだけ被保険者本人名義のもの)

◇パンフレット(購入品目かわかるもの。コピー可)

提出先 市役所1階4番の保健福祉課窓口

◇不明な点は市役所保健福祉課 ☎②3111 内線184、185までお問い合わせください。